

見 積 内 容 説 明 書

工事件名：西地区浄水場外1施設解体工事

工事場所：宮崎市田野町字片井野乙5246-23 外

宮崎市上下水道局 水道部 営業所工務課

TEL 0985-26-7525

FAX 0985-32-5334

E-mail:90eigy@city.miyazaki.miyazaki.jp

担当者：主査 田村 隆郎

1. 概 要

(1) 一般事項

- ・ 工事名称 : 西地区浄水場外1施設解体工事
- ・ 対象施設 : 西地区浄水場、旧堀口水源地
- ・ 工事場所 : 宮崎市田野町字片井野乙5246-23 (西地区浄水場)
宮崎市田野町字鳶ノ巣乙11911 (旧堀口水源地)
- ・ 施設概要 : 西地区浄水場 管理棟 RC造 7.5×5.5×H6.2m
配水池 RC造 7.3×5.5×H4.5m
前処理ろ過機 鋼製φ1.15×H4.0m
ろ過ポンプ槽 RC造 2.8×1.7×H3.3m
急速ろ過機 鋼製φ1.6×H4.5m

旧堀口水源地 ポンプ室 RC造 5.2×2.6×H2.2m
着水槽 RC造 5.2×2.2×H1.5m
湧水柵 RC造 1.7×0.9×H1.0m
- ・ 主要用途 : 水道施設
- ・ その他構造物 : フェンス、門扉、電柱、アスファルト舗装 (場内)
- ・ 建設年度 : 西地区浄水場 昭和61年
旧堀口水源地 昭和43年

(2) 工事概要

廃止となった旧簡易水道施設の解体工事となる。解体する施設内にはポンプ等の機器類を含む。

(3) 予定工期

令和6年3月15日まで

2. 仕 様 書

本工事は特記仕様書のほか、土木工事共通仕様書（以下、全て最新版とする）、土木工事施工管理基準、出来形管理基準及び規格値、品質管理基準、写真管理基準、土木工事施工管理の統一事項により施工するものとする。

※ 土木工事共通仕様書等は、宮崎県庁ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設技術情報（土木工事共通仕様書等））に掲載している。

3. 見 積 与 条 件

- (1) 施工範囲 : 別紙図面参照
- (2) アスベスト製品 : 不明
- (3) その他条件 : 旧堀口水源地の施工には仮設道路の設置・撤去が生じる
- (4) 提供する資料 : 別紙図面、位置図、現場写真

(5) 現場確認

現場確認は下記の期間とし、希望する場合は、電子メールにて営業所工務課宛にご連絡ください。後日、現場確認希望の各社へ指定日時を返信します。

現場確認を希望しない場合は連絡不要です。

下記期間以外での外観、周辺状況等の事前確認は任意としますが、周辺住民等の迷惑にならないようお願いします。但し、下記期間以外での対象建物内部への立入りは禁止とします。

(現場確認期間) 令和5年12月 1日(金)～5日(火)

※上記期間のうち、土日を除く営業所工務課が指定する日時となります。

(現場確認希望連絡期限) 令和5年11月30日(木) 16時まで

※メールアドレス 90eigyou@city.miyazaki.miyazaki.jp

※メール件名は、【工事名称(見積現場確認)】とすること

(6) 見積書の提出

・別紙様式-2にて提出すること。

4. 工事時の諸条件

工事施工の際には以下の条件のもと施工を行うこととなるので留意して見積りすること。

- (1) 標準仕様書記載の図書及び書類、その他監督員の指示する図書、書類及び写真等は指定する期日までに提出すること。
- (2) 工事の施工のため既存施設等を破損した場合は、監督員に連絡の上、速やかに原形に復旧すること。
- (3) 資材搬入路等を充分検討し、出入口に洗車場を設置する等、道路内の土砂の散乱防止に努めると同時に、常時清掃を行い周辺住民に迷惑をかけないように維持管理に努めること。
また、全作業において騒音と危険災害防止に充分注意すること。
なお、市道等(農道等の法定外公共物を含む)を反復して利用する場合は、工事着手に先立って担当部署に道路使用届等を提出すること。
- (4) 労働災害等の防止に努め、特に電気・ガス管等の公共埋設物、架空線等に近接して工事を施工する場合には、あらかじめ監督員及び関係機関と協議し必要な措置を講じること。
- (5) 現場事務所・倉庫・その他仮設物の位置については、監督員と打合せの上決定すること。
- (6) 施工計画書・使用材料承認等の書類については、当該工事着手前の適正な時期に提出し、監督員承諾後に工事着手すること。

- (7) 現場調査、実測等を行った結果、設計図書との相違が確認された場合は、監督員と変更に関する協議を行った後に工事着手すること。
- (8) 設計図書や監督員の指示以外の作業を行う場合は、事前に監督員と協議を行い、監督員の了承を受け実施すること。
- (9) 工事完成後は工事写真等のデータを提出すること。なお規格等については監督員と打ち合わせる事。
- (10) 火災保険、建設工事保険その他の保険は契約工期に30日を加算した日を保険期間の終期として、請負金額、工事内容に応じた契約を締結すること。なお、契約変更及び工期延長した場合も同様とする。
- (11) 産業廃棄物の処理については、関係法令（マニフェストシステム等）により適正に処理すること。
- (12) 建設業法に基づき、監理技術者を置かなければならない場合は、指定建設業監理技術者資格者証の写しを提出すること。
- (13) 地域産業の活性化と振興促進の観点から本工事の資材調達及び、下請業者の選定・発注等に当たっては市内の企業を最優先し、選定後は速やかに施工体制台帳を作成・提出、施工体系図の現場掲示を行うこと。
なお、下請負者が宮崎市の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (14) 「公共工事における環境配慮指針」に基づき、工事に伴う騒音、振動、粉塵、排出ガス等の一層の低減に努め、環境負荷の少ない材料及び施工方法を選び産業廃棄物の減量化に努めること。
- (15) CORINS（（財）日本建設情報総合センター）への登録については、500万円以上の工事においては、受注時、変更時、完成時に速やかに手続きを行うこと。
- (16) 施工計画作成時、工事完了時、及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」にて作成した、再生資源利用促進計画書及び実施書をデータにて提出すること。なお、当該システムの利用申請（有料）については、建設副産物情報センターホームページより行うこと。
URL(<http://www.recycle.jacic.or.jp/>)
また、関係法令に基づき再生資源利用（促進）計画を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲示すること。
- (17) 関係法令に基づき、労働条件等（下請契約、週40時間労働等）は適正に対処すること。

- (18) 現場代理人等は、責任者の明確化を目的とする腕章を着用すること。
- (19) 建設業退職金共済制度に基づく証紙の配布状況が確認できるものを提出すること。
- (20) 一定規模以上の解体・改修工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果報告を、「石綿事前調査結果報告システム」において行うこと。
- (21) 設計変更等については、宮崎市上下水道局工事請負契約約款に記載しており、その具体的な考え方や手続きは、「設計変更ガイドライン」及び「工事一時中止に係るガイドライン」によることとする。
- (22) 工事完成検査等の各種検査においては、宮崎市のホームページ内の「工事検査に関する業務」を参考とし実施すること。
- (23) 本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後に監督員へ小黑板電子情報化の実施を選定する旨を書面にて申し出、承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。
対象工事では、以下の①から④の全てを実施することとする。

① 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器、ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、営繕工事写真撮影要領 2.(3)撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)

に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、小黑板情報電子化の実施を選定する旨を書面にて申し出る際に、本工事での使用機器が分かる資料も併せて提出するものとする。

なお、使用機器の事例として、

URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」

記載の「デジタル写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

② デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条①の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領 2. (3) 撮影方法による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の

使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

③ 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、同条②に示す小黑板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領 4. で規定されている写真編集には該当しない。

④ 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条②に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する)を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお、納品時に受注者は

URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)

のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行ない、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

5. 質 疑

- (1) 質疑については、別紙様式－3の質疑書を電子メールにて下記の提出期限までに提出されたもののみ受理する。但し、質疑がない場合は、提出しなくても良い。

※電子メールアドレス:90eigyou@city.miyazaki.miyazaki.jp

電子メールの件名は、【工事名称(見積質疑)】とすること。

- (2) 質疑の回答については下記のとおりとする。

なお、質疑が無い場合及び見積金額に影響のない質疑については回答しない。

質疑書提出先	: 宮崎市上下水道局 水道部 営業所工務課長
質疑書提出期限	: 令和 5年12月 6日 12時(正午)まで
回答方法	: 宮崎市ホームページに掲載
回答日時	: 質疑の回答がある場合、見積書提出締切日の2日前までに市ホームページに掲載します。見積書提出前に質疑・回答がないか必ずご確認ください。